

第五章 自由コンミュン、農青運動最大の目標としての

地理区画(自由コンミュンの革命的単位)の樹立と、「全国情勢報告」

一 個人的テロリズムからの離脱とコンミュンの諸問題

アナキズム運動の目的が自由コンミュンの樹立にあることは何人もうたがう者はない。コンミュンの自由連合による平面的網状組織がアナキズム社会であるということは、一世紀以上にわたって確立されたところの社会思想である。

しかし、アナキズム社会が事実として樹立されたことがないことも、歴史上の真実である。たしかに、それなりの意味はあるにしても、アナキズムの実践論において、わが国でも、ロシアでも、そのほかの国においても、屢々個人的テロリズムが、アナキズムの代名詞のように信奉され、アナキズムによる真実の社会革命の歴史そのものはマフノやスペインなどの現代実践を除けば僅少と言わざるを得ない。言うまでもないが個人的テロリズムによっては、アナキズム社会革命の達成は不可能である。

なお、今ひとつ今世紀において解決すべき問題はアナルコ・サンジカリズムの問題である。木下平治（『思想の科学』昭和四十六年十一月No.123「アナルコサンジカリズムの可能性」）に従えば、アナルコサンジカリズムは革命的サンジカリズムと同義語であり、革命的サンジカリズムは1906年のアミアン綱領を憲章とする労働組合主義の一派である。アナルコの頭文字がついているためアナ系の労働組合であるように考えるのは、それは誤謬である。現にウクライナではアナルコ派はナバト連合との協力を拒否した。このアナルコサンジカリズムの問題解決は現代必須の課題である。

吾々はスペインにおけるこの問題に対する充分な知見を持わせていない。

スペインでは1930年代においても、「集散主義」ということばが「自由共産主義」ということばに對置しておかれている。集散主義はすべての財産と労働手段は共有するが各自は自分自身の労働で得たものを所有する権利がありその権利をもつ他のグループ（集散体）と交流する権利があると主張する。こうした主張は農村においては支持されるが、バルセローナのような都市労働者では拒否され、論争の結果、1888年、地方連合は分裂した。そして、1906年フランスのアナルコサンジカリズムがスペインにはいつてきたとき、「集散主義」は当面の実践では維持され、将来の理想としては「自由共産主義」というかたちがとられた。1910年には全国労働連合CNTが形成された。そして、一応、サンジカリズムは目的ではなく、ブルジョアジーと闘う手段とみなすこととなった。そして、産別組織ではなくシンジケートが地方別に組織されることになった。

その後、1918年ロシア革命後の動乱期に、バルセローナでスペイン・アナキスト会議がひらかれ、アナルコ・サンジカの組合組織に対するアナキストの関係はいかにあるべきかを決定したが、結局、組合にアナキズムの精神を鼓吹し、指導することに一致し、セグイやベスターニヤなどが、この運動の指導者となった。しかし、すでに述べたように、かれらはUGTと合同するためにはアナキズムの原則の一部を留保してもよいと考え、かれらの目的は強力な労働階級の連合を樹立し、重点はむしろ組合組織におかれる傾向があった。このためマウリンが述べたようにアナルコ・サンジカリズムは革命を達成するに必要な性格を欠いていた。

これに対し、FAIイベリア・アナキスト連合は、市街でのピストルの撃ち合い、種々の冒険的攻撃において真価を発揮し、例えばドウルティやアスカソなどのように大胆な行動で、民衆を奮い立たせたが、しかし、カルタヘナの狂暴な犯罪者一五〇〇人の既決囚を、市街戦に参加させ、これらはアナキストの組織を変化させた。そして小グループによる革命行動にかたより、たとえばフランコの軍隊を防衛するために、連合戦線をはることに失敗した。

1932年のサラゴサの会議では、こうした相反するふたつの傾向が見られた。一体、バクニンは北ヨーロッパの大工業国のプロレタリア革命をば疑惑をもち、かれらの物質的条件が改善されるにつれ、かれらはブルジョア的生活階級の考え方をとるであろう。むしろ、工業の発展の幼稚なイタリア、ロシア、スペインのごとき貧農や都市労働者のほうに、バクニンは革命の勃発を期待したことに、革命運動の技法も関連があることは疑う余地はない。

スペインの村落で、革命を通じ、集散主義がとられたのはふたつの理由によるものであろう。ひとつには、農民は古くから一揆のあと昔から集散主義をとった伝統があり、ふたつには、当時のスペイン農村の貧窮のために自由共産は可能性がなく、例えば五ペセタ相当のクーポンを一日の労働と引換えに貰い、クーポンにはパンとか、その他の引換えうる品目が記載してあり、もし、自由共産制をとれば、物資の不足によって過剰と不足とが偏ってしまったり、村以外の交換が妨げられたり「全国的規模の分業を妨げ生産を阻害す

る」といった不利益を齎らすこととなるといっている（ブレナン）。

しかし、結局、イベリア・アナルコも、ソヴェト・アナルコサンジカリズムもアナキズム（アナ系労働組合）とは別なものである。アナキズム革命の方法論からは、アナルコ・サンジカリズムは排除すべきである。近接を示したにせよである。この問題は、われわれ自らが今日において解決すべき問題であり、そうする以外に道はないのである。

ロシアの1905年の蜂起に際して、クロボトキン、ブランキストの襲撃やまた民衆から孤立して結束をかためた陰謀団によるテロリスト暴動のキャンペーンに対して、何回となく反対した。手当りしだいの殺人と脅喝は、単なる政治権力の奪取と同様、既成社会の秩序に何らの変革をもたらさしめない、クロボトキンは憂慮した（アヴリッチ「ロシアアナキズム全史第64頁」）。

結局、クロボトキンの主張は、個人的な掠奪行為は社会的変革をもたらすものではないという信念に発したものであろう。しかし、同時に、クロボトキンは、アナルコ・サンジカリストは、農民階級について考えることを怠り、工業プロレタリアートの立場からのみ物を考えていると言って前掲の如く批判した（同上第87頁）。

圧倒的な農業国ロシアでは、まだほんの少数である労働者階級である彼等だけの力で社会革命を成しとげることはできない。農青イズムが農民と農村を根拠にしたのも、当時における吾国の社会構成が、農業人口が六〇パーセント以上を占める農業国であり、かつ恐慌の連続によって社会革命が必至であったという当時における農村の急迫した状況によることは第一章でも述べた。

しかし、この場所でわれわれが言及したい点は、上述した点に関係することではなく、自由コンミュンそのものに対する問題発生視点に関するものである。

一般に、アナキストは、家内工業が小さな工場で行なわれるような地方コンミュンの自由連合を心に描き、アナキストたちは農村コンミュンや工業協同組合の前産業的なロシアのなかに理想像を見ている。これに対し、アナルコ・サンジカリスト（一般に言って、アナルコサンジカリズムの建設目標も明白ではなく、大まかに言えば、かれらは工場委員会を設置、生産と配分を管理する自由ソビエトと自らを名付ける社会管理を、当面の目標とするが、社会全体に対する体系的認識はない。第三章のナバト連合も参照せよ）はむしろ技術発展に対する無批判的崇拜に身を任す危険があるとされ、そうした建設面でもアナキズムと対立があるということについてである（アヴリッチ「ロシア・アナキズム全史」24頁）。

コンミュンの樹立の方法論という、そのもの自身のほかに、上述のように、吾々はコンミュンの内容や規模の問題についても、事

前に、充分に考究することが必要である。

「パンの略取」（黒色戦線社第9頁）の中で、「1848年当時盛んに論じられた自由農工コンミュンは、小規模な共産団、すなわち二千人を以て一団とするような小共同社会たることを要しないパリーのようには大きな集団でなければならぬ。否、小さな州県位であれば一層よいということが解った」と1871年のバリコンミュンのあとで自由コンミュンの規模として労働階級が理解したと述べている。

吾々はその詳細を知らないが、中共における社会建設には、かなりコンミュンの要素がとり入れられているという。

たとえばここにひとつの共同農村があるとすると、そこには住宅を建てるためのセメント工場もあれば、衣服のために収獲された綿花を防ぐ工場があり、それに縫裁工場が直結しているのはよいとして、まだ農業機械は普及していないが、極端な場合は村のなかに熔鉱炉があつて、鉄材を生産し、その鉄材でトラクターをつくっているといった、かなり思い切った小社会制社会革命が進行しているという報告があり、ソ連の大社会制社会とは非常に社会体制が異なり、中共では農村が都会化し、村のまわりで物を作るという方向にすすんでいると言われているが（本書の刊行会メンバーの中でもこの見方には反論が少なくなかった）、もし、中共における生産方法が右述の通りであるとすれば、ソ連の資本主義的中央集権主義生産方式の継承に対し、中共のコンミュン式小社会体制は対立する。

自由コンミュンの思想は不変だが、自由コンミュンの構造は時代とともに変化する。

吾々はクロボトキンについて種々のことを記述したが、1870年バクニンが死に、バクーニストのインタナショナルは1871年に最後の大会をひらいた。それ以来、時計製造業者のパニックがジュラの家内工業のメカニックの崩壊をもたらし、近代的なジュネーブの大規模工業がこれにかり、過去七年間にわたるジュラ地方連合報が廃刊となり、ジュネーブのクロボトキンが、バクーニン方式にかわって、「レボルテ」誌を刊行するに至ったが、おそらく、クロボトキンは、バクニンよりも、より近代社会に直面したであろうことは明白である。

以上、われわれは幾度となくアナルコ・サンジカリズム問題に触れつつ、社会密度がより高度な現代において、自由コンミュンの構造は現代的思考が要求されることに關して言及した。しかし、吾々は次にコンミュンの母体である「革命的地理区画」の樹立の問題に移らねばならぬ。

二 農青運動の現状批判と「地理区画の樹立」

吾々が提唱した地理区画の観念、またそれが在来のアナキズム運動とどのような点において異なるものであるか。まず、予審調書（昭和十一年、1936、十二月三十一日付）で見てみよう。

「昭和六年二月十二日頃、前記東京市外落合町下落合、通称、目白文化村の八木秋子方に会合し（宮崎、鈴木、星野、八木）は従来のアナキズム運動の都市中心主義を排して、農村重視の運動（注59）を展開し、また、中央集権化を排して、自主分散連合運動（注60）と為し、また、破壊あれば自らアナキズム社会の建設を見るべしとの樂觀的暴力論（注61）を排し、人的、経済的、自然的条件のもとに農工合体の一小社会、すなわち、自由村落（一名自由コミュニティ）を形成し得べき地理区画（注62）（現今の行政区画に例を採れば一県一郡等）に自主自治、自給自足の実践たる全村運動（注63）を進展せしめ、やがて必然的に強権と衝突せる場合に民衆より盛上る暴力（注64）を以て革命を成就すべしとのいわゆる建設における暴力（一名建設的暴力）によるべしなどの基本的事項を協議し、すなわち運動形態を分散連合の自主行動におき、農村へのアナキズム思想の浸透を通じて、アナキズム革命へ動向づけ自主自治、自給自足の実践たる全村運動に誘導し、烽起単位たる各地理区画の緊密なる連絡のもとに、建設的暴力によって同時烽起にまで昂揚し、都市アナキストをして、都市焼却の役割を演ぜしめつつ、各地理区画に自由村落を建設し、各自由村落の自由連合により、現政治権力等一切の強権および現経済機構の壊滅したる社会を建設すべしとなし、以ってこれが実践団体たる農村青年社を創立し……」（予審調書第13—14頁）

（傍点は筆者）

（注59）（資料1）「農民に訴う」による。

（注60）第四章、資料（9）「最近運動の組織並びに形態についての一提案」参照。

（注61）「少数者の創造的暴力」を指す。

（注62）ここに示されているように、地理区画は、一般に、人的、経済的、自然的条件のもとに農工合体の小社会、別名自由コミュニティ。これに対して資本主義、ソ連邦社会は大社会制社会なることは言うまでもない。

（注63）（資料1）「農民に訴う」、資料2「何如に為すべきか」

（注64）民衆の創造的暴力。

「……被告人、八木秋子は郷里、長野県に帰省静養中を利用して、昭和六年（1931）八月二十三日頃、松本市大名町原こと方に島津徳三郎を訪ね、この際予ての打合わせにしたがって、右、島津徳三郎、山田彰、鷹野原長義等と県内同志の会合協議をもち、各

自受持連絡地区の運動状況を報告したる上、八木秋子の提唱にもとづき、長野県における地理区画設立、およびその責任者の協議に入り、これについては、右、上諏訪の会合（注65）において宮崎星野の提唱になれる連絡地区をそのまま昂揚して地理区画となし、その責任者も前同様と決定し、またさきに決定の「信州自連」（注66）も早急発行すべきことを協議決定し……また、八木秋子は郷里より帰京の途次、昭和六年九月二十三日頃、上諏訪町において、松蔵鉄三郎、増田貞次郎、鷹野原長義等と会合を持ち、右、松本における会合の経過を報告し、松蔵、および増田にその承認を求めてこれを得……」

（注65）昭和六年（1931）三月二十一日頃諏訪郡上諏訪に同志、島津、松蔵、増田等を、星野準二、宮崎晃が訪ねて地区連絡責任者となることを依頼す。

（注66）「信州自連」第一号は昭和七年（1932）四月に第一号が創刊された。第二号は六月に発行されている。「信州自連」発行に関する詳細は、後述の第七章および第九章に詳記している。

予審調書によれば上記のように地理区画の樹立は、昭和六年八月二十三日および九月二十三日に決定されその責任者も決定している。この点が真実であることは、長野地裁の判決書（昭和十二年（1937）四月十二日）を参照してみても下記のように記述されている。

「被告人島津、山田、伊沢、鷹野原は島津の手配により、昭和六年八月二十三日頃、松本市大名町原こと方、被告人島津の止宿先において、当時、帰郷中の農青社同志、八木秋子とともに会合し、各自、連絡地区の運動状況を報告したる上、八木の提唱にもとづき、長野県におけるアナキズム革命烽起単位、やがて自由コミュニティたるべき地理区画の設定、ならびにその責任者の協議に入り、これについてはさきに決定した連絡地区をそのまま昂揚して地理区画となし、諏訪地区山田、松蔵と増田はこれに協力、松本地区は島津、伊那地区は伊沢、小県地区は鷹野原、佐久地区は南沢と決定した。」

とされており、この点についての真偽を疑う余地はなく、われわれの記憶にしたがっても真実である。換言すれば、長野県下においては、昭和六年（1931）八月、北信（長野市）をのぞき、県下を地理区画にわけ、諏訪地区、松本地区、伊那地区、小県地区、佐久（南北佐久）地区の五地理区画が樹立された。

このことは全国においても最初で、謙虚に考えても、これは恐らく1930年代におけるわが国のアナキズム革命運動における画期的な出来ごとである。

上述のように、長野県下においてきわめて早期に地理区画が樹立されたのは、第二章において記述したように、わが国農業恐慌の破滅的急迫、とりわけ信州農村の恐慌そのものが最大の要因なることは言うまでもない。

歴史的にみれば信州は、幸徳秋水大逆事件（1900）の発祥の地であり、近くは、大正十三年（1924）に長野県水平社が小諸で結成されたが、これは県下におけるアナキズム系運動の最初の烽火であり、加えて農民自治会の結成などアナキズム運動は信州においては、古くから鞏固な地質を有っていたことも指摘される。

なお、前掲の判決書は長野側被告の判決書を引用したのであるが、東京側被告の判決書においてもまったく同一である。すなわち、八木秋子に対する判決文に、この件について次のように記述している。

「被告人、八木秋子は郷里、長野県木曾に帰省静養中なりしを利用し、昭和六年（1931）八月二十三日頃、松本市大名町、原こと方と島津徳三郎を訪ね、予ての打合わせにしたがい、農青地方同志、島津徳三郎、山田彰、伊沢八十吉、鷹野原長義とともに会合し、各自、連絡地区の運動状況を報告したる上、被告人の提唱にもとづき、長野県における地理区画の設立ならびにその責任者の協議に入り、これについては前記（注67）上諏訪町の会合において、被告人宮崎および星野の提唱になれる連絡地区をそのまま昂揚して地理区画となり、その責任者もほぼ同様と決定し、またさきに決定の「信州自連」を早急発行すべき旨協議決定し……次いで、被告人、八木秋子はその上京の途次、同年九月二十三日頃、上諏訪町において、松蔵鉄三郎、増田貞治郎、鷹野原長義と会合し、右、松本における会合の経過を報告して、松蔵および増田にその承認をもとめてこれを得……」

（注67）このことについては（注65）を見よ。

しかし、八木が信州において地理区画の樹立につとめたことに関しては、勿論、かの女が単独に地理区画の樹立に着想したのではない。

これに関しては今後、徐々に明らかになって行く。

いずれにせよ、従来のアナキズム運動は、確固たる革命樹立の意志を欠いていた。要するに、アナキズム運動は、アナキズム思想の啓蒙運動に過ぎなかった。過言ではない。

この意味において、アナキズム運動は存在的であり、実践的意図をもった理論はなく、観念論的アナキズムであった。

コンミュンということは飽きあきするほど語られたが、行動と結びついたことばとしてではなく、ひとつの思想として述べられていた。

前述の八木の場合は、コンミュンが行動に結びつき、地理区画の樹立という用語におきかえられ、行動実践の目標として決定したの

である。

三 意識的地理区画樹立行動の実際

しかし、地理区画の樹立なる用語が、農青出版物にあらわれたのは、おそらくそれは「全国情勢報告」（注68）と軌をひとつにしたと信じている。

（注68）吾々は本書（農青運動史）の刊行にあたって、当時の資料の蒐集のために非常な努力を払ったのであるが、この「全国情勢報告」は、二十頁内外のB4判、ガリ版刷りで、しかも、この内容は可能なかぎり秘密に配布したいということで、部数も七十部しか刷らず、部数が僅少であったためか、あらゆる努力を払ったのであるが、本資料は、入手が不可能であった。

ところが最近、小松隆二からの懇切な通信によって、京都市の東洋文化社から、京都大学渡部徹の編集努力によって、大正、昭和前期の社会問題関係の史料の復刻が行なわれ、当時の司法省刑事局の「思想研究資料」がまず復刻されるそうである。そして、その十二巻として「農村青年社」資料が復刻刊行されることが判明した。

その刊行趣旨によれば、昭和六年、農村コンミュン樹立の革命をめざして長野県から生まれたこの運動の戦略と思想を指導者の諸論稿により解明したものとされている。

このことからして、多分、「全国情勢報告」も、右、司法省刑事局の「思想研究資料」中に含まれている公算が大であったが、右刊行書中には含まれていないようだ。もし含まれていれば、吾々が、この項に記述しつつある地理区画の樹立が、右の昭和六年（1931）十一月に、農青から配布した「全国情勢報告」から精力的にあらわれ、しかもこの目標が、農青イズムの最大の目標のひとつとして、爾後の農青運動の指標となった経過が、文献によって明らかにされるであろうと信じている。

ちなみに、前述、東洋文化社の「農村青年社」資料は昭和四十七年八月刊の予定の由である（約五百頁、三〇〇〇円）。

勿論、右にあげた司法省刑事局資料は、資料そのものとしては、おそらく信頼性がある。しかし、資料の実践に対する関係とか、当時のアナキズム運動全般に対する資料の示す解釈とかといった諸点に関しては、当然のことながら適確性を欠くであろう。

極めて偶然の事情で、同志のひとり、昭和二十年頃、いわゆる「館林手記」なる一種の覚え書を入手した。館林（のちに警視、死亡）は、事件当時長野県警特高主任警部で、同志鈴木靖之らの取調べにあたったが、「農村青年社事件」なる、二百字詰原稿紙二百枚程度の手記を書いている。館林が何の目的でプライベートにこうしたものを記述したかは不明である。多分、かれ自身としても強い関心を捨てる事ができなかったであろう。そのため警察調書を土台として、農村青年社事件「館林手記」を作述したものと思われる。

「館林手記」は信憑性は少ないが他の場所においても引用する。

右にあげた「館林手記」によれば、本項の地理区画の樹立については、以下のように書かれている。

革命の地理的区画の決定

「如何に為すべきか」の反響は大きかった。自由コンミュン準備のための平面網状組織は、重要府県に点として成長してきたので、農村青年社は、昭和六年七月初旬、鈴木、宮崎、星野、小野（長五郎）の四名協議の上、革命の地理的区画の設置を必要として試案を作製し、これを「農村青年」第三号、第四号に主張として発表し「農民の友」にも転載した……。

いま、ここにかかげた地理区画の樹立に関する「館林手記」によれば、農青の出版物「如何に為すべきか」の反響が大きく、平面網状組織の点が重要府県に成長してきたので、昭和六年七月初旬、前記四名が地理区画試案をつくって「農村青年」第三、第四号に発表したことになっている。

第二章において詳述したように「如何に為すべきか」は、昭和六年（一九三一年）七月八日に発行されている。「館林手記」では、七月八日に発行された右の「如何に為すべきか」が大きな反響をあたえ、重要府県において平面網状組織の点が成長したので、七月上旬に、地理区画の試案をつくって農村青年第三号（昭和六年十二月）、第四号（昭和七年二月）に発表し、「農民の友」にも転載したというのである。

「如何に為すべきか」が七月上旬に出て、忽ち平面網状組織の点（自由コンミュンの革命的単位）が成長し、同じ七月上旬に、四名のものがあつまって地理区画設置の試案を作成した、と「館林手記」はいうが、単に時間的経過から見てもその不合理がわかる。

事実的にもまったくそのようなことはない。仮りに「館林手記」記述のように、「革命的地理区画の決定のため、昭和六年七月上旬、四名のものが協議し、その決定を農村青年誌に記載した」ことが事実であれば、予審においても、判決書においても事実の確認があるのが当然だが、こうした記載はまったくない。

吾々がここに記述された事実について追究をうけたこともない。

時間的経過からみれば、当時、農青運動は八太イズムの観念主義、黒連の暴力、アナキズム運動において誤った結成主義に打ち克たなければ、同志がそれぞれの地区で同志を発掘し、それぞれの土地で全村協議会をもち、自給自足の全村運動を通じ真に具体的アナキズム革命運動を前進させることは困難であるという結論に達し、前章で詳述したとおり、昭和六年（一九三一年）八月中旬、「最近運動の組織ならびに形態についての一提案」を刊行した。

また、他面では、都市における工場労働者居住地区に、精力的に連夜、農青のガリ版刷りアジプロ紙「パンと自由」、「革命新聞」などを非合法に配布する運動を続けていたのである（関係者、星野、望月、平松、和佐田、八木、宮崎等）。

農青の出版物は後章で詳細掲出するが、農青運動の一翼という意味で、主として鈴木靖之、星野準二が、農青のアドレス（東京市外下目黒九三〇）に第三次黒色戦線社（第二次黒色戦線とは無関係。関係者等については後出）。を創立、昭和六年九月一日、「黒色戦線」第一号を刊行したが、創刊号には鈴木が、全村運動とも、地理区画の試案なども全く無縁の「無政府主義文学の現実と理想」なる文学論文を10頁にわたって執筆掲載している。

そこで問題の発端にもどろう。

昭和六年、特に四月頃から、われわれは各地の同志から多数の通信に接することができた。通信は運動の基調であり、きわめて零細な片信であっても、吾々はそれに対してかぎりない敬意をもって受信した。

従来の例によれば、ある一地方の無政府主義的青年は、たとえば東京の黒連とか自連とかに連絡し、機関紙を接受するというかたちがむしろ日常的事実であった。こういう既成形態では全村運動の動向はまったく起こりうる可能性はない。

「如何に為すべきか」にせよ、「最近運動の組織ならびに形態についての一提案」にせよ、もっと基調的には「農民に訴う」にせよ、農青イズムは、こうした既成の傾向に対する挑戦によって進むほかなかった。

しかし、定着した存在のアナキズム運動の常習性は、一朝一夕に改善されるものではなかった。この事態に対していかなる処置をとるべきかは焦眉の急であった。

ここに登場したのが、冒頭に言及した農青出版の「全国情勢報告」（注69）である。

（注69）当時（昭和六年十一月）刊行した右の資料が現在、どこにも現存しないことについては（注69）で述べた。全国情勢報告は、まず、全国各地に在住する農青イズム支持者同志からの、その地方における運動情勢の蒐集からはじめられた。

しかし、前述のように依拠すべき資料がないので、長野地裁判決書（前掲）中の「全国情勢報告」に関係する部分から引用する。以

下は判決書の該当部分である（予審終結決定書の出版活動に関する記述は誤認が多く引用不能である。）

「被告人宮崎は昭和六年十月中旬、被告人星野、望月等と協議の上、昭和六年中における全国無政府主義者の運動情勢を調査し、その情勢に応じ、今後の農青の活動方針を樹立し、かつ、同時に地方同志の運動の便に資せんことを企て、その頃、各農青（イズムを支持する）地方同志に照会を発し、これが報告を基礎となし、なお、被告人宮崎において、当時における運動を批判し、一県内に、地理区画を確立し、県内無政府主義者は密接に連絡をなし、一県的に結合し、さらに一地方的に、進んでは全国的に結合し、革命単位の充実を図ること、ならびに、農村を中心とする革命（の隆起）は大都市における無政府主義者団体による暴力と並行して実行すべき旨強調せる記事を執筆掲載し、同年十一月中旬頃、これを「全国情勢報告」と題して、プリントパンフレットにて約七十部出版し、その頃、一部または数部宛、農青地方同志数十名に配布し……」（括弧、および傍点は筆者挿入）

吾々が「全国情勢報告」を刊行した真の理由はふたつあったのである。そのひとつは地裁判決書にあるとおり、一応、当時における具体的な情勢をおたがい把握して、どうすればわれわれの目標であるアナキズム革命を前進できるかを検討する目的であったとともに、最要の目的は、前述した当時のアナキズム運動の結成主義、存在主義の小ブルジョア的な既成の風潮を一掃しないかぎり、而して、それに替わり意識的に地理区画を樹立する運動の方向を確立しないかぎりアナキズム革命運動は実践を欠く点を「全国情勢報告」の総括的結論として全国同志にうったえる点にあった。

わが国における共産党の運動は、昭和三年（一九二八）四月以降、地下に潜行し、昭和五年（一九三〇）以来は、かれらの運動は一面では宗派主義的傾向をふかめ、ドラクした幹部の自己中心的独裁支配を生み、全体として分裂的ではあったが、しかし軽視すべきではなく、しかも、九回にわたる検挙に耐えて共産党の運動は昭和十五年（一九四〇）まで残存したことは、われわれが充分に認むべき条件である。

このような情勢下において、われわれが前記の「全国情勢報告」を通じ企図した願望は、全く、上記のごとき現下の情勢に合致するものであったことは明白であろう。

かかる情勢においては、意識的に地理区画を樹立することは刻下の急務である。

この点について付言すれば、同志、星野準二はつぎのように述べている（長野地裁判決書）。

添田晋「農民に訴う」には具体的な運動方針が示してあり、現在の社会機構内において自給自足、自治協同は農村において始めて実施し得べく、この方針ありて始めて農村に発展性あり……」（第66頁）

また、「われわれ、農青運動は、黒連の都市重視を排して農村を重視し、先ず農村へ自主分散の運動形態を以って、自給自足、自主自治のアナキズム思想を浸透して、アナキズム革命へ動向付け、これを全村運動に誘導し、しかも峰起単位たる地理区画を、右運動形態によつてつくりしめ、さらにその地理区画の緊密なる連絡によつて連合組織とし、自給自足、自主自治の実践運動が、ある一定高度に達し、それがために起るところの強権との必然の衝突を生起した場合に、全村農民より湧起する、建設における破壊なる暴力を以って、同時峰起し、革命を成就せんとする……」（同上第81—82頁）

なお、これに当面の問題とは直接の関係はないが付言すれば都市問題について星野は「都市は政治権力の最高機関のある所にしてまた重要産業は都市に集中されており、これ等、既存社会体制を維持せんとする経済独裁の府が置かれおるものなり。故に都市はそれ自身の本質として、自らを永遠の独裁者、搾取者としての地位を存続し擁護せんとするものにして、自ら分散することを欲せざるものなり。農青運動は……政治権力を打破し、しかして農工合体の分散経済体制を実現するものなる限り……都市は全的に徹底的なる潰滅を期さねばならない。……都市の潰滅のための闘争が都市に居住するアナキスト自身により自主的に展開されねばならない。……故に、農村において革命のための一斉峰起があれば、当然、都市アナキストは都市権力機関等の焼却を行ない、その潰滅をはかり、都市自身もまた地方の一コミュニティとして分散すべき役割を果たさねばならない。」（同上第81頁）と述べているのである。

なお、以上述べた点について鈴木靖之の陳述（長野地裁判決書から引用）は次のごとく述べている。

「私は農村の疲弊困憊の状を親しく体験し……当時、黒連の運動方法等には不満を抱き、自由人社に拠り、同志を糾合し、昭和五年八月頃「農村青年に訴う」（注86）と題するパンフレットを出版し……同書は農村解放原理を提唱したるものなり。右会合において、私共は歴史的なる革命実行の組織を持ちたるものにして……農村を中心にアナキズム思想を啓蒙し、農民に自給自足、自治協同を現実生活に当嵌めつつ、将来、理想社会たる自由コミュニティを建設するため、今後の積極的協力を約したるものにして……而して、農村青年社の本質は、そのテーゼとも解すべき私の手記「自治民約」（注70）に詳記したるが、これを端的に申せば、農村青年社は建設的暴力を持ち、日本における天皇制をふくめての一切の権力を否定し、私有財産制を否定し、純正アナキの理想社会たる自由コミュニティの確立を目的とする秘密なる自主分散の連合組織にして……（運動方法は）運動形態を分散連合組織の自主行動におき、農村への無政府主義思想の浸潤を通じて、アナキズム革命に動向づけ、自主自治、自給自足の実践たる全村運動に誘導し、峰起単位たる各地理的区画の緊密なる連絡のもとに、いわゆる建設的暴力を以て同時峰起にまで昂揚し、都市無政府主義者として都市焼却の役割を演ぜしめつつ、各地理区画に自由村落を建設し、各自自由村落の自由連合により現政治権力等一切の強権および現経

済機構の敗滅したる理想社会を建設することを協議し……農村青年社が、従来のアナキズム運動と異なる点を簡明に申せば、従来のアナキズム運動が暴力運動手段により自由村落を樹立し、その自由連合によるアナキズム社会の実現を目的とするものなることは勿論にして、農村青年社もこれに変わりはない。農村青年社が従来と異にするのは、従来の暴力革命、即ちまず現社会を破壊すべしとの単なる破壊主義の暴力に非ずして、建設のための破壊にある点なり。次に、従来の都市集中主義の運動を農村の自主分散連合組織を採りたることなり。更にコンミュンの現実性を認めたることにして、運動の中心を農村に採りたることなり（注71）（前掲、地裁判決書第71頁―第77頁から抜粋、傍点筆者）。

（注70）鈴木靖之著、昭和五年（1930）八月刊、自由人社。パンフレット名「農村青年に訴う」。内容は通常のアナキズム啓蒙書である。

（注71）農村青年社の本質については、この項のはじめのほうに「われわれが提唱した地理区画の観念、それが在来のアナキズム運動とどのような点で異なるか」と設問し、その簡明なる答えとして、長野地裁予審調書第13―第14頁に記述されている文章を示しておいた。これは非常に短縮された形ではあるが、農村青年運動の本質をきわめて端的に示している。

鈴木はこの点に関し「農村青年社の本質は、そのテーゼとも解すべき私の手記「自治民約」に詳記してある」と述べている。しかし、こうしたことは有り得ないことで彼の真意の程がわからない。この点は「館林手記」によれば一層事実が虚構化されて「農村青年社」は、「自治民約」すなわち自治民権、自治民産、自治民道の三原則を綱領として、諸種の具体的方針を決定し、それぞれの部署を分担活動したのであった。」となっている。

地理区画そのものの意識は、おそらく、われわれのあいだには早くから有ったと思うが、それが行動的な急迫した対象として、吾々にせまってきたのは、やはり前述のごとく、各地同志との通信が頻繁になるにしたがって、運動の状況が把握されたという主体的条件に加えて、農村恐慌の依然たる進行（特に東北地方、北海道では兎作の徴候が示されつつあった）、帝国主義化した資本主義、それに呼応する軍部ファッショの勢力拡大、農村官僚と地主の結託による小作争議の深化などの外部条件が、状況急迫の展望を与え、おそらく昭和六年（1931）年夏過ぎ頃には、意識的な地理区画樹立が行動的な課題として認識された。

その結果、個々の同志との通信物においてこの命題がつよく主張されると共に十月初めに全国の同志に連絡して、情勢報告をもとめ、十一月「全国情勢報告」をまとめ、前述のように、その総括的結論として、意識的な地理区画の早急なる樹立をパンフレットの末尾において、全国の同志に要請したのである。

同時に、農青の機関紙「農村青年」昭和六年（1931）十二月二十五日発行の第三号、続いて昭和七年（1932）二月一日発行の同紙第四号に、地理区画の樹立について、次項にかかげるような内容の論稿を掲載したのである（注72）。

（注72）前掲、長野地裁判決書によれば、機関紙「農村青年」は第一号、第二号は鈴木靖之が、第三号、第四号は宮崎が第五号、第六号は鈴木が執筆編集を担当したことが明記されている（判決書第42頁）。

なお、一言したいことは、当時（昭和六年四月）から、同志、伊沢八十吉は、上伊那富県村報「富県時報」上に、添田晋「農民に訴う」を転載し、昭和六年四月の第二号から第六号で転載し終わったことは第一章ですでに述べたとおりである。なお、この趣旨を要約した「村の人達に訴う」をも掲載している。

また、同志、鷹野原長義も、小県郡大門村の村報「大門時報」に、昭和六年六月号から八月号まで三回にわたって「農民に訴う」を掲載し、農青イズムの全村浸透につとめ、同村青年会長小林茂夫とともに検事局に送検されたが、不起訴処分となったことも、第一章で記述した。同村における全村運動もきわめて活ばつて展開された。

こうした伊那、小県の実例は、「全国情勢報告」中の一レポートとして報告され、おそらく全国農村における同志に示唆を与えたと思う。

おそらく村行政の公的村報に、もっとも革命的なアナキズムの自由コンミュンを推進する具体的な方法論を、しかも長文にわたるものが、数回にわたって自治体の「村報」に掲載されつづけられたのは、おそらく空前絶後のことではないか。

村における存在のしかたが、「俺はお前たちとは違うんだぞ」といったアナキスト面をして村青年会の青年諸君を侮蔑的な視野で差別視するような既成の存在の傾向は、まず第一に放棄しなければならぬ。吾々は単に村青年の目立たないひとりではない。全村運動のスタートは、それが最初の前提であらねばならない。

吾々はそうした態度を要請することから全村運動を進展し、その過程において、急速に地理区画の樹立を意識的に実現することを「全国情勢報告」の末尾に、すべての結論として提議した。

以上の記述によって地理区画の樹立と「全国情勢報告」の相関関係が明白になったと思う。同時に地理区画の確立が農村恐慌の深化のなかにあって、その急速な達成が求められた経緯が明白になったと思う。

つぎに、この達成のために行なわれた農青機関紙「農村青年」第三号、第四号の記事を以下に転載して、事実をさらに明白にした。